

年 月 日

鹿児島県知事

殿

主たる事務所の所在地
医療法人 会
理事長

決 算 届

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

(添付書類)

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 関係事業者との取引の状況に関する報告書
- 6 監事の監査報告書

(注)

- 1 貸借対照表及び損益計算書は、病院、診療所、介護老人保健施設別のものを提出する必要はなく、法人全体のものを提出すれば足りること。
- 2 提出は、毎会計年度終了後3月以内である。
- 3 貸借対照表の純資産の額に変更があった場合は、登記事項（組合等登記令（昭和39年政令第29号）別表の資産の総額）の変更の登記が必要である。